

別紙

平成元年3月29日付直所3—8、直資3—6「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

(注) アンダーラインを付した箇所が、新設し、又は改正した箇所である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 令 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）をいう。</p> <p>(2) <u>消法</u> <u>消費税法</u>（昭和63年法律第108号）をいう。</p> <p>(3) <u>消法令</u> <u>消費税法施行令</u>（昭和63年政令第360号）をいう。</p> <p>(4) <u>措置法</u> <u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）をいう。</p> <p>(5) <u>消費税等</u> <u>消費税及び地方消費税</u>をいう。</p> <p>(6) <u>個人事業者</u> <u>消法第2条第1項第3号《定義》に規定する個人事業者をいう。</u></p> <p>(7) <u>税抜経理方式</u> <u>消費税等の額とこれに係る取引の対価の額とを区分して経理をする方式をいう。</u></p> <p>(8) <u>税込経理方式</u> <u>消費税等の額とこれに係る取引の対価の額とを区分しないで経理をする方式をいう。</u></p> <p>(9) <u>課税期間</u> <u>消法第19条第1項《課税期間》に規定する課税期間をいう。</u></p> <p>(10) <u>課税仕入れ等</u> <u>消法第2条第1項第12号《定義》に規定する課税仕入れ又は同項第2号に規定する保税地域からの同項第11号に規定する課税貨物の引取りをいう。</u></p> <p>(11) <u>特定課税仕入れ</u> <u>消法第5条第1項《納税義務者》に規定する特定課税仕入れをいう。</u></p> <p>(12) <u>仮受消費税等の額</u> <u>課税期間中に行った消法第2条第1項第9号に規定</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 令 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）をいう。</p> <p>(2) <u>措置法</u> <u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）をいう。</p> <p>(3) <u>消費税等</u> <u>消費税及び地方消費税</u>をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額をこれらに係る取引の対価の額と区分する経理をする場合における当該課されるべき消費税の額及び当該課されるべき地方消費税の額に相当する金額をいう。</u></p> <p><u>(13) 仮払消費税等の額 課税期間中に行った課税仕入れ等に係る消法第 30 条第 2 項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額をこれらに係る取引の対価の額と区分する経理をする場合における当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額をいう。</u></p> <p><u>(14) 控除対象外消費税額等 令第 182 条の 2 第 5 項《資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入》の「控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額」をいう。</u></p>	<p><u>(4) 控除対象外消費税額等 消費税法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用を受ける場合における同条第 2 項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち同条第 1 項の規定による控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をいう。</u></p> <p><u>(注) 課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ令第 182 条の 2 第 6 項《資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入》に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額をいう。</u></p> <p><u>(5) 税抜経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいう。</u></p> <p><u>(6) 税込経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)</p> <p>2 個人事業者(消法第9条第1項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下3の2までにおいて同じ。)が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該個人事業者の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して所得税の課税所得金額を計算するものとする。</p> <p>(注)1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得(以下「事業所得等」という。)を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることのできるものとする。</p> <p>2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。</p> <p>3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。</p> <p>(固定資産等及び経費等の経理方式の選択適用)</p> <p><u>2の2</u> 個人事業者が売上げ等の収入に係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合には、2(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)にかかわらず、固定資産、繰延資産、棚卸資産及び山林(以下「固定資産等」という。)の取得に係る取引又は販売費及び一般管理費等(山林の伐採費及び譲渡に要した費用を含む。以下「経費等」という。)の支出に係る取引のいずれか一方の取引について税込経理方式を適用できるほか、固定資産等のうち棚卸資産又は</p>	<p><u>区分しないで経理する方式をいう。</u></p> <p>(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)</p> <p>2 所得税の課税所得金額の計算に当たり、消費税法第2条第1項第3号(定義)に規定する個人事業者(以下「個人事業者」という。)が行う取引に係る消費税等の経理処理(以下「経理処理」という。)については、税抜経理方式又は税込経理方式のいずれの方式によることとしても差し支えないが、個人事業者の選択した方式は当該個人事業者の行う全ての取引について適用するものとする。</p> <p>(注)1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得(以下「事業所得等」という。)を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることのできるものとする。</p> <p>2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。</p> <p>3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。</p> <p>(固定資産等及び経費等の経理方式の選択適用)</p> <p><u>3</u> 個人事業者が売上げ等の収入に係る取引につき税抜経理方式を適用している場合には、2(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)にかかわらず、固定資産、繰延資産、棚卸資産及び山林(以下「固定資産等」という。)の取得に係る取引又は販売費、一般管理費等(山林の伐採費及び譲渡に要した費用を含む。以下「経費等」という。)の支出に係る取引のいずれか一方の取引について税込経理方式を適用できるほか、固定資産等のうち棚卸資産又は山林の取</p>

改 正 後	改 正 前
<p>山林の取得に係る取引については、継続適用を条件として固定資産及び繰延資産と異なる方式を選択適用できるものとする。</p> <p>(注) 1 個々の固定資産等又は個々の経費等ごとに異なる方式を適用しない。 2 <u>消費税と地方消費税について異なる方式を適用しない。</u></p> <p><u>(売上げと仕入れで経理方式が異なる場合の取扱い)</u></p> <p>3 <u>個人事業者が国内において行う売上げ等の収入に係る取引について税込経理方式で経理をしている場合には、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引の全部又は一部について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、税込経理方式を適用して所得税の課税所得金額を計算することに留意する。</u></p> <p>(注) <u>この取扱いは、消法第6条第1項(非課税)の規定により消費税を課さないこととされている資産の譲渡等のみを行う個人事業者が、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引の全部又は一部について税抜経理方式で経理をしている場合についても同様とする。</u></p> <p><u>(仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をした場合の取扱い)</u></p> <p>3の2 <u>個人事業者が行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式によっている場合において、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定めるところにより所得税の課税所得金額を計算することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額を超える金額を取引の対価の額から区分して経理をしている場合</u> <u>その超える部分の金額を売上げ等の取</u></p>	<p>得に係る取引については、継続適用を条件として固定資産及び繰延資産と異なる方式を選択適用できるものとする。</p> <p>(注) 1 個々の固定資産等の取得に係る取引又は個々の経費等の支出に係る取引ごとに異なる方式を適用することはできない。 2 <u>売上げ等の収入に係る取引につき税込経理方式を適用している場合には、固定資産等の取得に係る取引及び経費等の支出に係る取引については税抜経理方式を適用することはできない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>入に係る取引の対価の額又は固定資産等の取得に係る取引若しくは経費等の支出に係る取引の対価の額に含める。</u></p> <p><u>(2) 仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額に満たない金額を取引の対価の額から区分して経理をしている場合</u> <u>その満たない部分の金額を売上げ等の収入に係る取引の対価の額又は固定資産等の取得に係る取引若しくは経費等の支出に係る取引の対価の額から除く。</u></p> <p>(年末一括税抜経理方式)</p> <p>4 <u>税抜経理方式による経理処理は、原則として取引(請求書の交付を含む。)の都度行うのであるが、消法令第46条第2項(課税仕入れに係る消費税額の計算)の規定の適用を受ける場合を除き、その経理処理をその年12月31日において一括して行うことができるものとする。</u></p> <p>(免税事業者の消費税等の処理)</p> <p>5 <u>消法第9条第1項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除される個人事業者については、その行う取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、2(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)にかかわらず、税込経理方式を適用して所得税の課税所得金額を計算することに留意する。</u></p> <p>(特定課税仕入れに係る消費税等の額)</p> <p>5の2 <u>特定課税仕入れの取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないのであるから、税抜経理方式を適用することとなる個人事業者であっても、当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費</u></p>	<p>(年末一括税抜経理方式)</p> <p>4 税抜経理方式による経理処理は、原則として取引の都度行うのであるが、その経理処理をその年12月31日において一括して行うことができるものとする。</p> <p>(免税事業者等の消費税等の処理)</p> <p>5 <u>所得税の課税所得金額の計算に当たり、消費税の納税義務が免除されている個人事業者については、その行う取引に係る消費税等の処理につき、2(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)にかかわらず、税込経理方式によるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) この取扱いは、消費税が課されないこととされている資産の譲渡等のみを行う個人事業者についても適用がある。</u></p> <p>(特定課税仕入れに係る消費税等の額)</p> <p>5の2 <u>消費税法第5条第1項(納税義務者)に規定する特定課税仕入れ(以下「特定課税仕入れ」という。)の取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないのであるから、その取引の都度行う経理処理</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>税等の額はないことに留意する。</p> <p>ただし、個人事業者が当該特定課税仕入れの取引について課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額を当該取引の対価の額と区分して、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理をしている場合には、当該仮受金又は仮払金等として経理をした金額はそれぞれ仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額に該当するものとして、所得税の課税所得金額を計算することに留意する。</p> <p><u>（注） この取扱いによった場合においても、2（税抜経理方式と税込経理方式の選択適用）の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</u></p> <p>（仮受消費税等及び仮払消費税等の清算）</p> <p>6 <u>税抜経理方式を適用することとなる個人事業者は、課税期間の終了の時ににおける仮受消費税等の額の合計額から仮払消費税等の額の合計額（控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。以下6において同じ。）を控除した金額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額とに差額が生じた場合は、当該差額については、当該課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入するものとする。</u></p> <p><u>課税期間の終了の時ににおける仮払消費税等の額の合計額から仮受消費税等の額の合計額を控除した金額と当該課税期間に係る還付を受ける消費税等の額とに差額が生じた場合についても同様とする。</u></p>	<p><u>において当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費税等の額はないことに留意する。</u></p> <p>ただし、個人事業者が当該特定課税仕入れの取引の対価の額に対して消費税等が課せられるものとした場合の消費税等の額に相当する額を、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理処理することとしても差し支えない。</p> <p>（仮受消費税等及び仮払消費税等の清算）</p> <p>6 <u>個人事業者が税抜経理方式を適用している場合において、消費税法第37条第1項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）の規定の適用を受けたこと等により、同法第19条第1項（課税期間）に規定する課税期間（以下「課税期間」という。）の終了の時ににおける仮受消費税等の金額（特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含む。）と仮払消費税等の金額（特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含み、控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。）との差額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額又は還付されるべき消費税等の額（当該個人事業者が行う業務のうち税込経理方式を適用しているものがある場合には、当該業務に係る取引がないものとして計算した納付すべき消費税等の額又は還付されるべき消費税等の額とする。）とに差額が生じたときは、当該差額については、当該課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入するものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 事業所得等を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務について税抜経理方式を適用している場合には、税抜経理方式を適用している業務のそれぞれについて、他の税抜経理方式を適用している業務に係る取引がないものとして上記の取扱いを適用するものとする。</p> <p>(消費税等の必要経費算入の時期)</p> <p>7 税込経理方式を適用することとなる個人事業者が納付すべき消費税等の額は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入し、更正又は決定に係る税額については当該更正又は決定が<u>あつた</u>日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、当該個人事業者が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を未払金に計上したときの当該金額については、当該未払金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することとして差し支えない。</p> <p>(消費税等の総収入金額算入の時期)</p> <p>8 税込経理方式を適用することとなる個人事業者が還付を受ける消費税等の額は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入し、更正に係る税額については当該更正の<u>あつた</u>日の属する年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する。ただし、当該個人事業者が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を未収入金に計上したときの当該金額につい</p>	<p>(注)1 事業所得等を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務について税抜経理方式を適用している場合には、税抜経理方式を適用している業務のそれぞれについて、他の税抜経理方式を適用している業務に係る取引がないものとして上記の取扱いを適用するものとする。</p> <p>2 <u>特定課税仕入れの消費税等の経理金額とは、5の2《特定課税仕入れに係る消費税等の額》のただし書により、特定課税仕入れの取引に係る消費税等の額に相当する額として経理した金額をいう。</u></p> <p>(消費税等の必要経費算入の時期)</p> <p>7 <u>所得税の課税所得金額の計算に当たり、</u>税込経理方式を適用している個人事業者が納付すべき<u>消費税等</u>は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入し、更正又は決定に係る税額については当該更正又は決定が<u>あつた</u>日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、当該個人事業者が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を未払金に計上したときの当該金額については、当該未払金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することとして差し支えない。</p> <p>(消費税等の総収入金額算入の時期)</p> <p>8 <u>所得税の課税所得金額の計算に当たり、</u>税込経理方式を適用している個人事業者が還付を受ける<u>消費税等</u>は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入し、更正に係る税額については当該更正の<u>あつた</u>日の属する年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する。ただし、当該個人事業者が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を未収入金に計上</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ては、当該未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入することとして差し支えない。</p> <p>(少額の減価償却資産の取得価額等の判定)</p> <p>9 令第 138 条(少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入)、<u>令第 139 条</u> (一括償却資産の必要経費算入) 又は <u>令第 139 条の 2</u> (繰延資産となる費用のうち少額のもの必要経費算入) の規定を適用する場合において、これらの規定における金額基準を満たしているかどうかは、個人事業者が <u>これらの規定の適用がある減価償却資産に係る取引について適用することとなる</u> 税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その <u>適用することとなる</u> 方式により算定した取得価額又は支出する金額により判定することに留意する。</p> <p>措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準についても、同様とする。</p> <p>(資産に係る控除対象外消費税額等の処理)</p> <p>10 令第 182 条の 2 第 5 項(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入) に規定する資産に係る控除対象外消費税額等 (以下「資産に係る控除対象外消費税額等」という。) については、<u>同条</u> の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同条の規定の適用を受ける場合には、資産に係る控除対象外消費税額等が生じた年において、その全額について <u>同条の規定を適用することになる</u> ことに留意する。</p> <p>(注) 事業所得等を生ずべき業務のうち 2 以上の所得を生ずべき業務について 税抜経理方式を適用している場合には、それぞれの業務に係る取引ごとに上記の取扱いを適用するものとする。</p>	<p>したときの当該金額については、当該未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入することとして差し支えない。</p> <p>(少額の減価償却資産の取得価額等の判定)</p> <p>9 令第 138 条(少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入)、<u>第 139 条</u> (一括償却資産の必要経費算入) 又は <u>第 139 条の 2</u> (繰延資産となる費用のうち少額のもの必要経費算入) の規定を適用する場合において、これらの規定における金額基準を満たしているかどうかは、個人事業者が <u>適用している</u> 税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その <u>適用している</u> 方式により算定した取得価額又は支出する金額により判定する。</p> <p>措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準についても、同様とする。</p> <p>(資産に係る控除対象外消費税額等の処理)</p> <p>10 令第 182 条の 2 第 5 項(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入) に規定する資産に係る控除対象外消費税額等 (以下「資産に係る控除対象外消費税額等」という。) については、<u>令第 182 条の 2</u> の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同条の規定の適用を受ける場合には、資産に係る控除対象外消費税額等が生じた年において、その全額について <u>同条の規定を適用しなければならない</u> ことに留意する。</p> <p>(注) 事業所得等を生ずべき業務のうち 2 以上の所得を生ずべき業務について 税抜経理方式を適用している場合には、それぞれの業務に係る取引ごとに上記の取扱いを適用するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(資産の範囲)</p> <p>11 <u>令第 182 条の 2 (資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入) の資産</u> には、固定資産、棚卸資産、山林のほか繰延資産が含まれるが、前払費用 (一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその年 12 月 31 日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。) は含まれないことに留意する。</p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理)</u></p> <p>11 の 2 <u>国内において行った消法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 (定義) に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第 12 号に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れ並びに消法令第 46 条第 1 項第 5 号及び第 6 号(課税仕入れに係</u></p>	<p>(資産の範囲)</p> <p>11 <u>令第 182 条の 2 第 1 項に規定する資産</u>には、固定資産、棚卸資産、山林のほか繰延資産が含まれるが、前払費用 (一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその年 12 月 31 日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。) は含まれないことに留意する。</p> <p><u>(登録国外事業者以外の者との取引に係る仮払消費税等の金額)</u></p> <p>11 の 2 <u>税抜経理方式を適用している個人事業者が行う取引のうち、登録国外事業者以外の国外事業者から受けた事業者向け以外の電気通信利用役務の提供の取引に係る仮払消費税等の額に相当する金額 (以下「未登録国外事業者に対する仮払消費税等の金額」という。) は、全額が控除対象外消費税額等となり、令第 182 条の 2 の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 登録国外事業者とは、所得税法等の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 9 号) 附則第 39 条第 1 項(国外事業者の登録等) の規定により登録を受けた事業者をいい、国外事業者とは、消費税法第 2 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する国外事業者をいう。</u></p> <p><u>2 事業者向け以外の電気通信利用役務の提供とは、同項第 8 号の 3 に規定する電気通信利用役務の提供のうち、同項第 8 号の 4 に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するもの以外のものをいう。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る消費税額の計算》に掲げる課税仕入れを除く。)</u>に係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて所得税の課税所得金額を計算することになることに留意する。</p> <p><u>(注) この取扱いによった場合においても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</u></p> <p><u>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</u></p> <p>11 の3 <u>税抜経理方式を適用することとなる個人事業者が国内において行う課税仕入れ等（消法第2条第1項第7号の2《定義》に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ（特定課税仕入れ並びに消法令第46条第1項第5号及び第6号《課税仕入れに係る消費税額の計算》に掲げる課税仕入れを除く。）を除く。）につき、消法第30条第2項《仕入れに係る消費税額の控除》のほか、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>消法第30条第7項及び第10項から第12項まで（同条第7項及び第11項にあつては、ただし書を除く。）</u></p> <p>(2) <u>消法第36条第5項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》</u></p> <p><u>(経過取扱い(1)…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>別に定めるものを除き、この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和5年10月1日以後に国内において個人事業者が行う資産の譲渡等（消法第2条</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第1項第8号(定義)に規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。)、国内において個人事業者が行う課税仕入れ(同項第12号に規定する課税仕入れをいう。以下同じ。)</u>及び保稅地域(同項第2号に規定する保稅地域をいう。以下同じ。)<u>から引き取られる課税貨物(同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。)</u>に係る消費税について適用し、同日前に国内において個人事業者が行った<u>資産の譲渡等、国内において個人事業者が行った課税仕入れ及び保稅地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(2)…適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)</u></p> <p><u>個人事業者が国内において行った課税仕入れ等につき、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号。以下「平成28年改正法」という。)附則第52条第1項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号。以下「平成30年改正令」という。)附則第22条第2項又は第3項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受ける場合には、この法令解釈通達による改正後の11の2(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理)の取扱いは、適用しない。この場合において、当該課税仕入れ等に係る取引について税抜経理方式を適用するときは、所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第131号)附則第11条第3項(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過措置)の規定による読み替え後の令第182条の2第5項(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入)に規定する当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>方消費税の額に相当する金額の合計額をこの法令解釈通達による改正後の113(用語の意義)に規定する仮払消費税等の額とする。</u></p> <p><u>平成28年改正法附則第53条第1項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(平成30年改正令附則第23条第2項又は第3項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合についても同様とする。</u></p>	